令和６年度神戸市中央区赤い羽根地域づくり助成

募集概要

　赤い羽根地域づくり助成事業は、共同募金の配分金の一部および神戸市中央区善意銀行預託金の一部を

財源として、**中央区における、**福祉課題に対する先駆的な事業や地域福祉向上のために行われる地域課題に対応する事業、社会福祉施設の福祉向上のために行われる事業等に必要な助成を行います。

**１．助成内容**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 募集  区分 | **地域づくり助成　Ａタイプ** | **地域づくり助成Ｂタイプ** | **地域づくり助成Ｃタイプ** |
| 助成額 | **３０万円（上限）**  **事業費総額の8割**  ※通算して3年間まで | **１０万円（上限）**  ※3年以上申請可能 | **１日限りの事業**  **５万円（上限）** |
| 助成  対象団体 | 社会福祉法人、非営利活動法人（NPO）、子育て支援グループ、当事者団体、ボランティアグループ、地域活動グループ、公益法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人等 | | |
| 申請条件 | 1. 同一団体の申請は最大３事業までとし、同一事業で複数タイプの申請はできません 2. 過去に本助成金を受けた団体も申請できます　※Aタイプのみ通算して３年間まで   ③ 他の助成金（県民ﾎﾞﾗﾝﾀﾘｰ活動助成、神戸市社会福祉協議会ボランティアグループ活動費助成等）で充当した費用に対し重複して使用することはできません | | |
| 助成  対象事業 | **☆原則として既存の助成制度で対応出来ない事業**  中央区における  （１）福祉課題に対応する先駆的な事業  （２）地域福祉向上のために行われる地  域課題に対する事業  （３）社会福祉施設の福祉向上のために行われる事業　等  <過去の助成事例>  ・外国人支援のためのボランティア養成  事業  ・聴覚障がい者の災害対策事業  ・介護に関する啓発事業  ・震災の教訓を引き継ぐ救急法講習会  事業 | **☆既存組織による事業の充実、新たな組織の立上げ**  **支援**  中央区における  （１）新たな活動の場、グループの組織化　事業  （２）既存組織による新たな事業や記念事業  （３）既存事業の福祉的展開  （４）既存組織の事業の充実 等  <過去の助成事例>  ・うたごえ喫茶の立ち上げ  ・地域の異世代交流事業の立ち上げ  ・既存の組織による子どもの居場所づくり事業  ・知的障がい者と学生の交流事業 | |
| ※全タイプ、主な活動が**「中央区の福祉向上のため」に**行われる事業に限ります。 | | | |
| 事業実施期間 | 令和６年 ４月 １日 ～ 令和７年 ３月 ３１日 | | |
| 募集区分 | **地域づくり助成　Ａタイプ** | **地域づくり助成 Ｂ・Ｃタイプ** | |
| 対象経費 | ①交通費　　　 　 ②謝金（ただし、助成対象団体の構成員に対する謝金は対象外）  ③消耗品費　　 　④印刷費  ⑤通信費 ⑥使用料  ⑦備品費（団体の運営に係る備品は除く）  ⑧保険料 ⑨その他審査会が適当と認める経費  **※当会が定める交付基準に基づいて、助成金を決定します。**  **助成金交付基準は別紙のとおり** | | |
| 対象外  経費 | ①　人件費（助成対象団体の構成員に対する人件費）  ②　他者への寄付金、協賛金、研修会参加費等、団体が負担すべき運営費  ③　飲食に関わる経費（但し、子ども食堂等事業に不可欠と審査会が認めるものは、対象とする）  ④　行事において、参加者等に配布する記念品等のうち単価1,000円を超える経費  ⑤　販売を目的とする商品やその原材料の購入経費  ⑥　寄付者の共感を得ることができないと審査会が判断した経費  ⑦　その他、審査会が適当と認めない経費 | | |
| 審査方法  スケジュール | 1. 申請書提出 【5月2日締切】   ２．書類審査  ３．企画提案会 【５月下旬】  　　※団体によるプレゼンテーション  ４．審査結果　　【６月上旬】  ５．助成金交付 【６月～７月上旬】  ６．報告書提出 【３月中旬締切】 | １．申請書提出 【5月2日締切】  ２．書類審査  ３．審査結果　　 【６月上旬】  ４．助成金交付　【６月～７月上旬】  ５．報告書提出　【３月中旬締切】  ※B・Cタイプ助成は書類審査のみ。 | |
| その他 | ・申請書をご提出いただいた後、事業内容の聞き取りを行います。  ・事業内容は、本会ホームページで公表させていただきます。  ・次の場合には本会へ速やかにご連絡ください。  （１）事業内容を変更するとき  （２）助成金の返金（全額もしくは一部）が見込まれるとき | | |

**２．応募の手続き**

|  |  |
| --- | --- |
| 応募方法 | 所定の申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに、中央区社会福祉協議会へご提出　下さい。 |
| 申請書 | 申請書は、本会のホームページからダウンロードできます。（ https://chuou-shakyo.or.jp ） |
| 応募期間 | 令和６年 ４月　１日　～　５月　２日（消印有効） |
| 問い合わせ先 | 社会福祉法人　神戸市中央区社会福祉協議会  神戸市中央区東町１１５番地 中央区役所５階  （電　話） 078－335－7511 （ＦＡＸ）078－333－4421（E-mail） akaihane@chuou-shakyo.or.jp |